

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年4月13日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00136000000
調達件名	2023-2025年度課題別研修「仏語圏アフリカ市場志向型農業振興（行政官）(A)」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年7月1日～2023年12月26日 （特段の問題がない限り、2024年度、2025年度も単年度ごとに契約する。）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	一般社団法人滝川国際交流協会
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年4月27日（木） 12:00（正午）
契約担当部署	北海道センター（札幌） 研修業務課 電話番号：011-866-8393 メールアドレス：Matsumoto.Kenichi@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平

	成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2023-2025 年度課題別研修「仏語圏アフリカ市場志向型農業振興（行政官）（A）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（札幌）（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた農業分野（特に営農・加工販売指導）の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、当研修の対象国であるフランス語圏アフリカ諸国の実情に見合う市場志向型の農業に必要な知識や技術にかかる研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人滝川国際交流協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。上記特定者は、2020 年度から 2022 年度に商業的農業であるアグリビジネス振興のための課題別研修「アフリカ地域 小規模農家のためのアグリビジネス振興（B）」の実施を受託し、アフリカの小規模農家を対象とした商業的農業の研修に必要な講師や視察先等の関係者を熟知しています。その他、過去においても JICA 研修コース「農業技術促進を通じた農村開発セミナー（モザンビーク国別研修）」や「農村女性能力向上（課題別研修）」を受託した経験を有するとともに、草の根技術協力事業「新ブランド作物（玉ねぎ）による農家の収入向上～フードバリューチェーン構築～」(モンゴル) も受託しており、途上国の農家の収入向上を目指した幅広い協力経験を有しています。また、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023-2025 年度課題別研修「仏語圏アフリカ市場志向型農業振興（行政官）（A）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2023 年度）：2023 年 8 月 2 日～2023 年 8 月 12 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2023 年度）：2023 年 7 月 1 日～2023 年 12 月 26 日（予定）
※2024 年度、2025 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以

下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54

号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

案件受託上の条件として、2023年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2023年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえ

で締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年4月27日(木) 12:00(正午) 必着
	提出場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年5月2日(火)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北海道(札幌) 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2023年5月10日(水)
	回答予定日	2023年5月18日(木)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023-2025 年度課題別研修「仏語圏アフリカ市場志向型農業振興（行政官）（A）」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。2024 年度、2025 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件）を参照。

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：2023 年度課題別研修「仏語圏アフリカ 市場志向型農業振興（行政官）（A）」
- (2) 技術研修期間（予定）：
【来日研修】2023 年 8 月 2 日（水）～2023 年 8 月 12 日（土）
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：17 名
 - 2) 研修対象国：セネガル(3)、ニジェール(3)、モーリタニア(1)、コンゴ民主共和国(2)、ギニア(3)、マダガスカル(5)
- (4) 研修対象組織・対象者：農業開発・普及分野の実務経験 3 年以上有し、中央・地方政府機関において農業開発事業推進の立場あるいは管理的立場にあるもの
- (5) 研修使用言語：フランス語
- (6) 研修の背景・目的

近年、アフリカ諸国では、その農業政策において、自給自足的農業から商業的農業への転換を提唱し、市場志向型農業を打出している。市場志向農業を打出している国の一つ、東アフリカに位置するケニアでは、園芸作物（野菜・果物等）は第二位の輸出額を誇る重要なセクターであるが、園芸作物の 80%以上を生産している小規模園芸農家は、農民組織の弱さ、生産・品質管理技術の不足、限られた販路と不安定な価格、農村部のインフラの未整備等の問題に直面しており、依然として低所得のままである。

このような状況を打破するため、ケニア政府からの要請を受けて JICA はケニアにおいて小規模園芸農家を対象に、市場志向型の農業普及を目指す技術協力プロジェクトを実施している。農家に「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための「SHEP アプローチ」を生み出した。この活動の結果として、対象農民の所得向上という成果をあげた。

日本は、ケニアの経験をアフリカ諸国に共有すべく、2013 年の TICADV において、この SHEP アプローチをアフリカ 10 カ国に展開することを公約し、2022 年に開催された TICAD8 でも引き続き展開を継続することが確認された。

本研修は、今後 SHEP アプローチの導入を希望する仏語圏アフリカ諸国を対象に、SHEP アプローチに基づく活動の実施に際しての知識を得るとともに、各国での導入・普及をより円滑に進めるために実施するものである。

(7) 案件目標

SHEP アプローチを取り入れた営農活動が展開される。

(8) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 研修員の母国における園芸作物 (野菜) 栽培／流通／販売システム、または、その普及体制における課題が抽出・分析される。
- 2) 「情報の非対称性」緩和のために日本の関係諸機関・グループが果たしている役割を具体事例として理解し、説明できる。
- 3) 動機付け理論を活用した「人が動く・人が育つ」ためのプロジェクトデザインについて理解し、説明できる。
- 4) 第三国における小規模園芸農民支援の事例を理解し、自国の活用点を見出す。
- 5) 前記 1) ~4) をふまえて、1) で検討された問題の解決のためのアクションプラン案が作成できる。
- 6) 前記 5) で作成されたアクションプラン案を、所属組織で具体化し、実践する。

(9) 研修内容

1) 事前活動

研修員は、自国における小規模農家が参画する園芸バリューチェーン及び小規模農家に対する普及事業の現状と課題及び想定される課題の解決方法について記載したインセプションレポートを作成する。

2) 本邦研修

講義、討議、演習、動画視聴等を通じ、SHEP アプローチの基本的考え方を理解する。また、各研修員が自身の立場・役割を振り返った上で、SHEP アプローチを推進していくために必要な知識を学び、活用可能なアイデアを引き出し、それを基に各国に適合させたアクションプランを作成するのヒントを得る (※同プランは在外補完研修期間中に作成する予定)。講義、討議、演習、動画視聴等の詳細は、以下のとおり。

- ① 事前活動において明確化した本研修参加目的の確認と、作成したレポートに基づくグループ討議
- ② 市場志向型農業および SHEP アプローチの基本的な考え方、活動ステップ概要
- ③ 日本の農業・農業政策・制度概要、農政の実施体制 (国・道・市それぞれの役割分担)、官民の協力関係、普及手法、農業協同組合・農民組織化、ジェンダー等
- ④ 園芸作物 (野菜) の市場動向把握、生産・流通・販売システムの全体像と

主要アクターの役割と視点、アクター間に存在する情報の格差

⑤ 関係者（とりわけ農家）のモチベーションとスキル・知識を向上させるための活動方法

⑥ 日本の事例からの学びのとりまとめ及び自国での活用方法の検討

3) 在外補完研修（委託契約業務対象外）

① セネガルで開始予定の「小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ2」の関係者との討議や対象地域の視察、市場調査演習を通して、SHEPアプローチの考え方や活動内容の把握

② セネガルでの学びのとりまとめ及び自国への活用方法の検討

(10) 研修方法

1) 講義

2) 実習

3) 見学

4) レポートの作成・発表

(11) 当機構が実施するプログラム

1) 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2) ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年7月1日～2023年12月26日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

開発途上国から研修員として日本に招いた技術者に対し、日本の事例を紹介し、自国の抱える課題の解決及び今後の対応策の策定に必要な研修を行う。

(3) 詳細¹

1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

2) 講師・見学先・実習先の選定

3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

5) 講師・見学先への連絡・確認

6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

¹研修実施に際しては、JICA側が別途SHEP関連協力の業務委嘱を行っている人材（プロジェクト専門家や国際協力専門員）と密に相談することを想定しています。具体的には、カリキュラムの策定や研修者の習熟度合いの確認、スケジュール調整や訪問先の選定等が含まれます。

- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 本研修コース実施にあたっては JICA が外部講師 2 名を研修場所に派遣します。（セネガルで開始予定の技術協力プロジェクト「小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ 2（※プロジェクトのスコープには仏語圏アフリカへの広域化も含まれる）」のチーフアドバイザー日本人 1 名、現地専門家セネガル人 1 名）
派遣経費（航空賃、日当・宿泊費、講師謝金等）は委託契約計上の対象外になります。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたってフランス語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 2 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上